

科目名	地方自治法	科目分類	<input checked="" type="checkbox"/> 専門科目群 (第1グループ) <input type="checkbox"/> 総合科目群 (第2グループ)	
			法律学科	<input type="checkbox"/> 必修 <input checked="" type="checkbox"/> 選択
			学科	<input type="checkbox"/> 必修 <input type="checkbox"/> 選択
英文表記	Local Autonomy Law	開講年次	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 4年	
ふりがな	わたなべ たけし	開講期間	<input type="checkbox"/> 前期 <input checked="" type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 集中	
担当者名	渡部 毅	修得単位	2 単位	
授業のテーマ	地方自治の基本的な法的しくみについて理解し、説明できるようになる。			
到達目標	地方自治の歴史や地方公共団体の組織や運営に関する法的しくみを学習することで、地域で生活する市民として必要な知識を得ることや、将来、地方公務員として働く学生にとって必要とされる地方自治制度の理解を深めることを目標とします。			
授業概要	地方自治を担う主体や地方公共団体の組織の特徴、住民の地位や権限、自主立法である条例の内容や限界、自治体のお金の出入り(歳入・歳出)の内容やルールはどのようになっているのか等について、地方自治活動を根拠付ける法律である「地方自治法」の解釈を中心に概観していきます。			
授業計画				
第1回	日本国憲法と地方自治			
第2回	地方公共団体の種類(普通地方公共団体)			
第3回	地方公共団体の種類(特別地方公共団体)			
第4回	市町村合併と道州制			
第5回	地方公共団体の組織の特徴			
第6回	地方公共団体の機関(議会の組織・運営・権限)			
第7回	地方公共団体の機関(執行機関)			
第8回	住民の地位と選挙権			
第9回	住民の直接参政権			
第10回	地方公共団体の自治立法(条例①)			
第11回	地方公共団体の自治立法(条例②)・規則・要綱			
第12回	地方公共団体の事務			
第13回	地方公共団体に関する関与			
第14回	地方公共団体の財政(1) (一般財源)			
第15回	地方公共団体の財政(2) (特定財源、歳出のルール)			
第16回	定期試験			
授業時間外の学習	政治や行政に関する新聞記事などを継続的に読むこと(0.5時間程度)。市町村や県の身近な課題について敏感になること。授業テーマの予習(1時間程度)や復習(1時間程度)を行うこと。憲法や行政法とも関連することから、それらの復習等も適宜行うこと。			
履修条件 受講のルール	憲法(とくに統治機構で学習する地方自治の領域)や、行政法総論、行政法各論などの知識を踏まえて学習することが望ましい。適宜資料を配布しますが、事前に連絡がなく欠席した学生には、原則として配布しませんので、友人同士でコピーするなどしてください。			
テキスト	人見剛・他『ホーンブック地方自治法』(第3版)(北樹出版・2015年)。			
参考文献・資料	宇賀克也『地方自治法概説』(第3版)(有斐閣・2009年)。			
成績評価の方法	【レポート(20%)、定期試験(80%)】 上記評価項目を基にして総合的に判断します。 ・出席回数が規定に満たない場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は、試験を受ける			

	<p>ことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席確認時に不在だった場合は原則としてその回は欠席とします。</li> <li>・授業中に無許可で退出した場合は欠席とします。</li> <li>・レポート課題は授業内に指示します。</li> </ul>
オフィスアワー	<p>毎週火曜日 11 時～12 時および金曜日 13 時～14 時としますが、所用により不在の場合もあります。          なお、これ以外の時間帯でも、研究室に在室している場合は、随時可能です。</p>
成績評価基準	<p>平成 28 年度（2016）意向入学した学生          秀(100～90 点)、優(89～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、不可(59 点以下)          平成 27 年度（2015）以前に入学した学生          優(100～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、不可(59 点以下)</p>
学生への メッセージ	<p>住民は、地域の政治に能動的にかかわりあいを持つ存在ですから、地方自治に関する法知識は必須です。          また、各種公務員試験においても、地方自治は出題テーマとなっており、例年、一定数の出題がなされます。目的意識を持って、自ら積極的に学ぶ学生であることを期待しています。</p>